

# 平成 27 年度介護保険制度改正について 【お泊りデイ編】

平成 27 年度の介護保険制度改正において、

**お泊りデイのサービス提供について、届出・公表制が導入されることが決まりました。**

届出期間：平成 27 年 4 月～9 月

事業所の基本的事項等について都道府県への届出が義務付けられます。

**ガイドライン：宿泊サービス提供の設備要件等がガイドラインとして示される予定です。詳細は今後の介護給付費分科会で検討されますが、現在東京都が条例で定めている独自基準がベースになるものと予想されます。**

参考：東京の独自基準

人員基準	介護（初任者研修修了以上）または看護職員 1 以上
設備基準	・1 室当たり 7.43㎡以上 ・プライバシー保護でパーテーションなどの間仕切り（カーテン不可）
運営基準	・別途契約と重要事項説明書の説明同意 ・身体拘束の禁止（3 原則以外） ・4 日以上のお泊りサービス計画を作成 ・過大広告不可 ・記録の整備
利用定員	・デイの利用定員の 2 分の 1 以下まで ・連続お泊り日数の上限は 30 日まで ・認定の有効期間の半分を超えることは不可

情報公表：平成 27 年 10 月から

・介護サービス情報の公表制度の対象とする

事故報告：平成 27 年 4 月 1 日から実施

事故の発生時には、介護保険外のサービスであるにもかかわらず、市町村への報告義務が生じます。

## 届出・公表制導入で、どこが変わるのか

### 1. 介護保険外サービスでありながら、介護保険制度の基準に組み込まれる

これまで、すでに独自基準が条例で定められている自治体も多いですが、介護保険外のお泊りサービスに対する条例と介護保険制度の枠組みに組み入れられるのでは、意味合いが大きく違います。条例であれば、仮に従わなくても条例違反にこそなれ、介護保険法違反にはならず、したがって行政処分の対象とはなりません。しかし今回、介護保険制度の中で届出・公表制が導入される以上、従わない場合はデイサービス本体の許認可にも影響が出てくる可能性があります。

### 2. 地域密着型への移行

現在、お泊りデイサービスを実施している事業所は全国で約 5000 事業所とされています。これは小規模デイ全体（約 20,000 事業所）の 4 分の 1 にあたります。参考までに、通常規模型でお泊りデイを実施しているのは全体の約 1% です。つまり、今後ほぼ全てのお泊りデイサービスが地域密着型に移行し、運営推進会議の管理下に置かれるようになるということです。地域住民等が参加する運営推進会議等が定期的に開催されることで、宿泊サービス部分も含めたサービスの全体が外部からチェックされる仕組みになるとのことです。

(免責事項)

本レポートは、平成 26 年 7 月現在において公開されている情報に基づき作成しています。川崎税理士事務所では、本レポート作成時点においての情報に基づき、最新の注意を払って情報提供を行っておりますが、本レポートにおける情報の正確性、最新性、適切性などについて、明示的または黙示的な保証を行いません。川崎税理士事務所は、本文書およびその内容に関し、いかなる保証もするものではありません。万一本レポートの内容に誤りがあった場合でも、川崎税理士事務所およびそのグループ会社は一切責任を負いかねます。

(著作権について)

本サイトおよびサービスの著作権は、原則として川崎税理士事務所が所有しています。著作権法上において許される「私的使用」や「引用」の範囲を超えた本レポートのコンテンツの利用に関しては、川崎税理士事務所の許可が必要となります。企業のイントラネットにおける本レポートのコンテンツの掲示などにつきましても、川崎税理士事務所の許可が必要となりますのでご注意ください。

詳細なレジユメをご希望の方は、  
介護事業経営研究会名古屋中央支部（川崎税理士事務所）までご連絡ください。

本件に関するお問合せ先：川崎税理士事務所 川崎／[kawasaki@xgd.biglobe.ne.jp](mailto:kawasaki@xgd.biglobe.ne.jp)／TEL:052-973-3901